

自社の優れた製品、サービス等の販路を広げたいとお考えの
市内小規模企業者の皆様を応援します！！

福知山市販路開拓 支援事業補助金

福知山市外において開催される展示会、見本市、商談会等へ参加する
事業者に、その費用の一部を補助金として交付します。

※事業期間は平成30年4月1日～平成31年3月31日までとなります。

※本事業は予算がなく次第、終了いたします。

対象者

対象者は、次の(1)、(2)両方の要件を満たす事業者です。

- (1)市内に本社又は主たる事業所がある、中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者
- (2)市税の滞納がない事業者

他の制度による補助金・助成金の交付を受け
る場合は対象外となります。

対象事業

市内において製造、加工、開発された製品やサービス等を不特定多数の方にPRする市外開催の
展示会、見本市、商談会です。

補助内容

交付率：対象経費の**2分の1**を補助金として交付します。
(ただし物販等を伴う場合は**4分の1**以内とします。)

回数：1事業者につき通算5回まで

交付限度額：平成30年度内において、下記のうち申請時に最も高い額とします

関西圏内での展示会等へ参加する … **上限10万円** ※福井県含む

関西圏外での展示会等へ参加する … **上限15万円**

海外での展示会等へ参加する … **上限20万円**

出展場所により上限
を引き上げます！！

申請手続き

申請手続きは簡単！

申請書に次の(1)から(3)の書類を添えて提出いただくだけ！！

展示会等開催日の7日前までに、市役所産業観光課に提出してください。

- (1)開催される展示会等の概要や場所がわかるもの(パンフレット・HPのコピー等)
- (2)対象経費の分かるもの(見積書・料金表のコピー等)
- (3)納税証明書(市役所2階の税務課で取得〔有料〕できます。)

※事業が終了すると実績報告書の提出も必要です。

問合わせ先

福知山市 産業政策部 産業観光課
〒620-8501
福知山市字内記13番地の1
TEL0773-24-7075 Fax0773-23-6537



対象経費一覧

■展示会・見本市等

経費区分	助成対象経費
会場借上費	出展料、会場使用料
内装飾費	会場等の装飾に係る設営撤去、光熱水費及びその使用に係る設備工事等
広告宣伝費	パンフレット・カタログ・ポスター・名刺・案内状・販促品・広告等
委託費(展示物等)	展示物等製作業務の外部委託経費
梱包運搬費	製品、資材等のこん包又は運搬経費
旅費	公共交通機関利用運賃、有料道路通行料、レンタカー代
人件費	説明員・販売員経費(出展に伴い、臨時に雇入れをする場合の経費)
謝礼	専門家による指導又は相談等を受けた場合の謝礼等
通訳・翻訳料	展示会等での通訳に係る経費、資料等の翻訳に係る経費
委託費(調査費等)	販路開拓に関する調査経費
宿泊費	泊数に関わらず上限一人1万円、宿泊人数は上限2名
参加費	参加費用

※その他ご不明な点は、福知山市役所産業観光課(Tel0773-24-7075)までお問い合わせください。